

南知多町中小企業者等応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業が経営基盤の強化を図るため、人材確保やインターネットを通じた販路拡大等を実施することに対して交付する南知多町中小企業者等応援補助金（以下「補助金」という。）に関し、南知多町補助金等交付規則（昭和50年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる中小企業者等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 町内に主たる事業所等がある個人事業者

イ 町内に本店を置く法人

(2) 町税を滞納していないこと。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

イ 愛知県信用保証協会の信用保証除外業種に該当する中小企業者等

ウ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務委託営業を行う中小企業者等

エ 政治団体又はこれに類する団体

オ 宗教上の組織又はこれに類する団体

カ 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する中小企業者等

キ アからオまでに掲げるもののほか、適当でないと町長が認める者

(4) 国、県又はその他の関係機関から補助金等の交付を受けていないこと。ただし、当該補助金等と第5条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が重複していない場合は、補助金の交付の対象とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次の各号に掲げる事業とする。

（1）人材採用事業

（2）EC サイト活用事業

2 前項各号に掲げる補助対象事業の補助金の交付は、同一年度につき補助対象事業ごとにそれぞれ1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が同一の内容で複数年度に渡る場合は、当該補助対象事業に対し補助金を1回限りにおいて交付するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費は別表第1 補助対象事業の欄に応じ、それぞれ同表補助対象経費の欄に掲げるとおりとし、補助金の額は補助対象経費の総額の2分の1以内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2 項の規定により算出された補助金の額の上限は、別表第2 の補助対象事業の欄に応じ、それぞれ同表補助金の額の上限の欄に掲げるとおりとする。

（計画書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ南知多町中小企業者等応援補助金事業計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）実施計画書（第2号様式）

（2）企業等の事業の概要が分かる書類（第3号様式）

（3）補助対象事業の詳細が分かる書類

（計画書の受付等）

第7条 町長は、計画書の受付を当該年度の先着順に行う。ただし、計画書に修正がある場合は、指摘された日から1週間以内に修正し、再提出しなければならない。再提出されない場合は、受付を不受理とする。

（承認書の交付）

第8条 町長は、計画書を受理したときは、その内容を審査し、補助対象事業であると認めたときは、南知多町中小企業者等応援補助金事業計画承認書（第4号様式。以下「計画承認書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（計画承認の取消し）

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該計画の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたと認めるとき。
- (2) 重大な法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認めるとき。

(補助金の交付の申請)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、南知多町中小企業者等応援補助金交付申請書(第5号様式。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(第6号様式)
- (2) 経費の支払等を証する書類の写し
- (3) 補助対象事業の実施を証する書類

(補助金の交付の決定)

第11条 町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を決定したときは、南知多町中小企業者等応援補助金交付決定通知書(第7号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第12条 交付決定通知書の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、南知多町中小企業者等応援補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

- 2 町長は、前項の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の不交付等)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるとき。
- (2) 各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により所得した財産を町長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はこれに準ずる

ものと認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、町長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査等)

第 15 条 町長は、申請者又は補助事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象経費
人材採用事業	掲載料、出展料
EC サイト活用事業	1 ECサイトの初期導入費用（サイト構築に係る委託料等） 2 ECモールへの出店費用（初期登録料） 3 海外貿易に係るコンサルタントに要する費用 ※新規でECサイトを構築・利用開始する場合に限る。ただし、既存のECサイトを全面的に作り変え、新しいサイトを構築する場合は補助対象とする。 ※サーバ等の機器、ランニングコストは対象経費から除く。

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象事業	補助金の額の上限
人材採用事業	20 万円
EC サイト活用事業	30 万円